

「平成21年度第1期 行政評価等計画」 ＜ポイント＞

- 1 薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視
- 需要根絶に向けた対策を中心として -
- 2 在外公館に関する行政評価・監視

総務省行政評価局は、「行政評価等プログラム」を策定し、これに基づき、政策評価及び行政評価・監視を重点的かつ計画的に実施しています。

政策評価及び行政評価・監視については、1年を第1期から第3期までの3期に分けて期ごとに調査に着手することとしており、今回は、平成21年度第1期（平成21年4月から）の計画について公表します。

1 薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視

— 需要根絶に向けた対策を中心として —

調査の背景

○ 政府においては、三次にわたり「薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、薬物乱用の根絶に向け、政府を挙げた総合的な対策を推進

○ しかし、依然として乱用の実態は厳しい状況

<平成19年の薬物事犯の検挙者数>

- ・ 覚せい剤 ⇒ 約12,000人と依然として高水準
- ・ 大麻 ⇒ 2,375人（平成10年からほぼ倍増）
- ・ 大麻及びMDMA等合成麻薬 ⇒ 3分の2以上が29歳以下の若年層

○ この行政評価・監視は、薬物乱用防止対策のうち、需要根絶に向けた対策の実施状況を中心に調査を実施

主要調査項目と調査の視点

1 薬物乱用防止対策の推進体制等

薬物乱用防止対策の推進体制、普及啓発活動の実施状況、相談の実施状況等を調査

2 学校等における指導・教育の実施状況

中学校、高校、大学等における指導・教育の実施状況を調査

3 薬物依存者等に対する再乱用防止対策の実施状況

薬物依存・中毒者の社会復帰の支援状況等を調査

主要調査対象

調査対象機関

内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

関連調査対象機関

都道府県、都道府県公安委員会、都道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、関係団体等

2 在外公館に関する行政評価・監視

調査の背景

○ 外務省は、外交実施体制の充実を図ることが急務の課題として、在外公館の体制強化を推進。平成20年度には、日本の大使館(実館)数は127となる



○ 外務省は、この大使館数について、諸外国と比べ非常に少ないとして、引き続き在外公館の増強に取組み
他方、行政支出総点検会議から、必要性の薄れた総領事館については廃止すべきとの指摘



○ この行政評価・監視は、在外公館の業務の実施体制及び業務運営の合理化、効率化を推進する観点から、在外公館の業務の実施体制、業務運営の実施状況、設置効果等を調査

主要調査項目と調査の視点

1 在外公館の業務の実施体制等

在外公館の業務の実施体制及び業務運営の実施状況を調査

2 在外公館の設置効果等

在外公館の設置効果、総領事館廃止後の邦人支援の実施状況等を調査

主要調査対象

調査対象機関

外務省

関連調査対象機関

関係団体等

本件連絡先

計画名	連絡先
1 薬物の乱用防止対策に関する行政評価・ 監視－需要根絶に向けた対策を中心として－	規制改革等担当評価監視官 [千葉](ちば) 電話(直通) : 03-5253-5440 FAX : 03-5253-5436
2 在外公館に関する行政評価・監視	法務、外務、文部科学担当評価監視官 [松本](まつもと) 電話(直通) : 03-5253-5448 FAX : 03-5253-5457

- ・ インターネットでのお問い合わせについては、以下の総務省HPで受け付けております。

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

平成 21 年度第 1 期 行政評価等計画 (参 考 資 料)

(頁)

- 1 薬物乱用の防止対策に関する行政評価・監視
ー需要根絶に向けた対策を中心としてー 1
- 2 在外公館に関する行政評価・監視 5

第三次薬物乱用防止五か年戦略（概要）

[平成 20 年 8 月 22 日薬物乱用対策推進本部決定]

基本目標

過去 10 年間の戦略により、一定の成果は出ているが、我が国の薬物情勢は依然厳しい状況であると認識。関係省庁が一致協力して新たな五か年戦略を策定、総合的な対策を推進し、薬物乱用の根絶を図る。

目標 1 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上

- ・ 大学等における啓発強化
- ・ 大麻、MDMA 等合成麻薬に関する啓発強化
- ・ 行政、警察、地域社会等との補導・啓発活動の強化

目標 2 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進

- ・ 薬物乱用の実態及び薬物依存症の治療法の研究の推進
- ・ 治療共同体に関する外国事例の調査研究
- ・ 就労支援の充実強化
- ・ 民間団体、NPO 等の活動との連携強化
- ・ 相談窓口の周知・利用促進及び家族への講習の実施

目標 3 薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底

- ・ 暴力団及び外国人密売組織等の組織犯罪対策の推進
- ・ 暴力団資金源遮断のための犯罪収益対策の推進
(FIUの活動強化)
- ・ 多様化する乱用薬物への対応
- ・ 携帯電話、インターネット対策の強化

目標 4 薬物密輸入阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

- ・ 新たな密輸ルート of 解明のための連携強化
- ・ 民間協力の推進による情報収集の強化
- ・ 先端技術を含む検査の機器の開発と導入

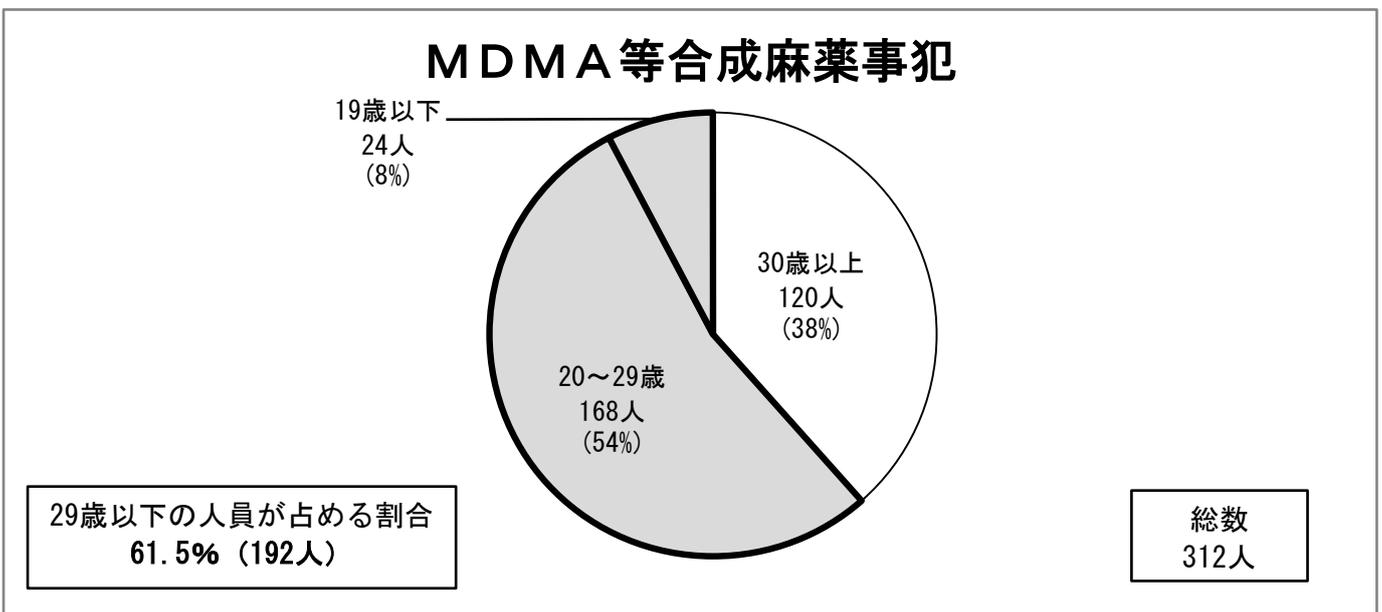
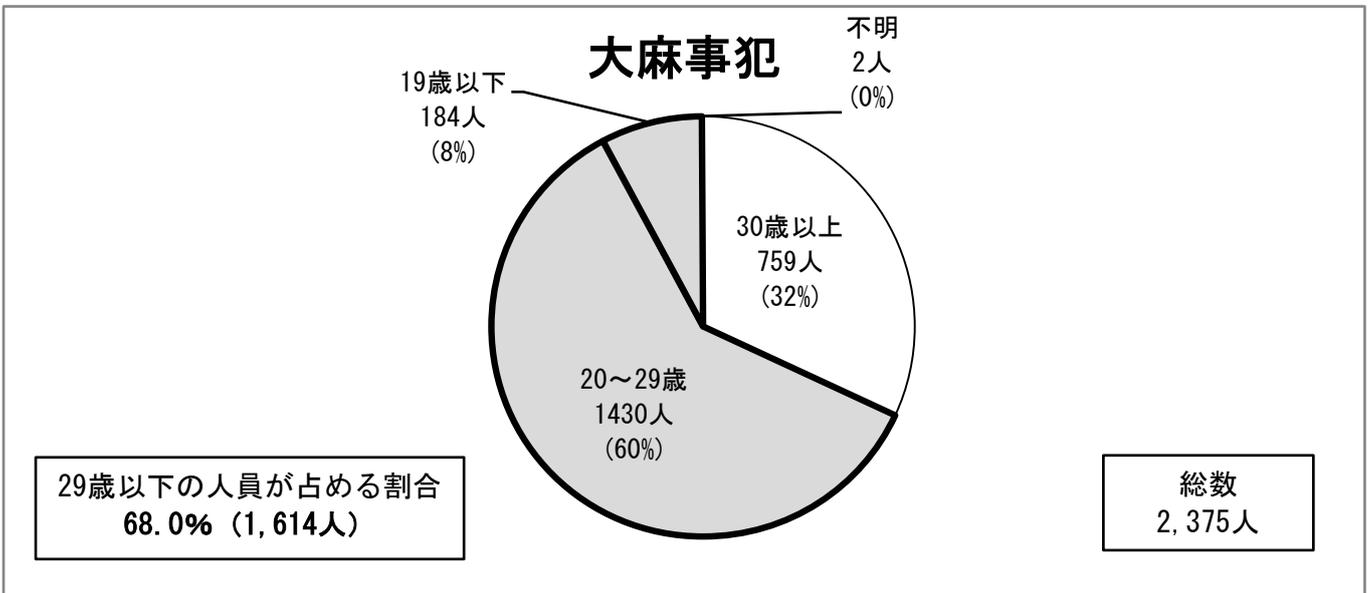
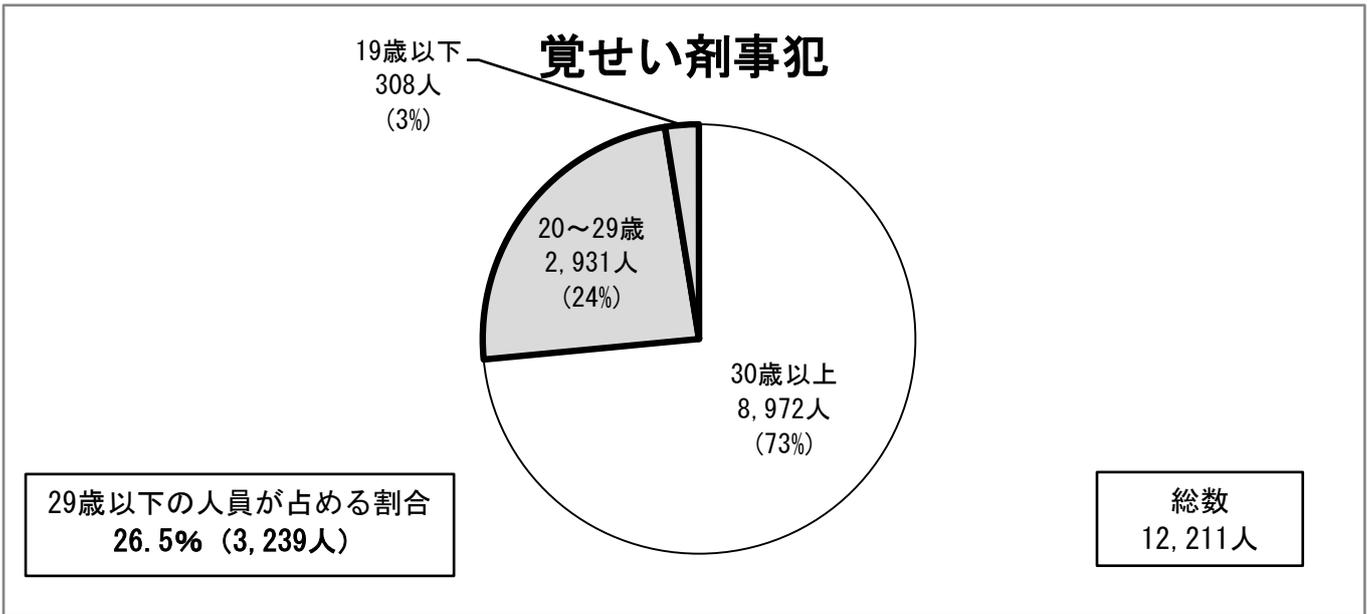
需要面の対策

供給面の対策

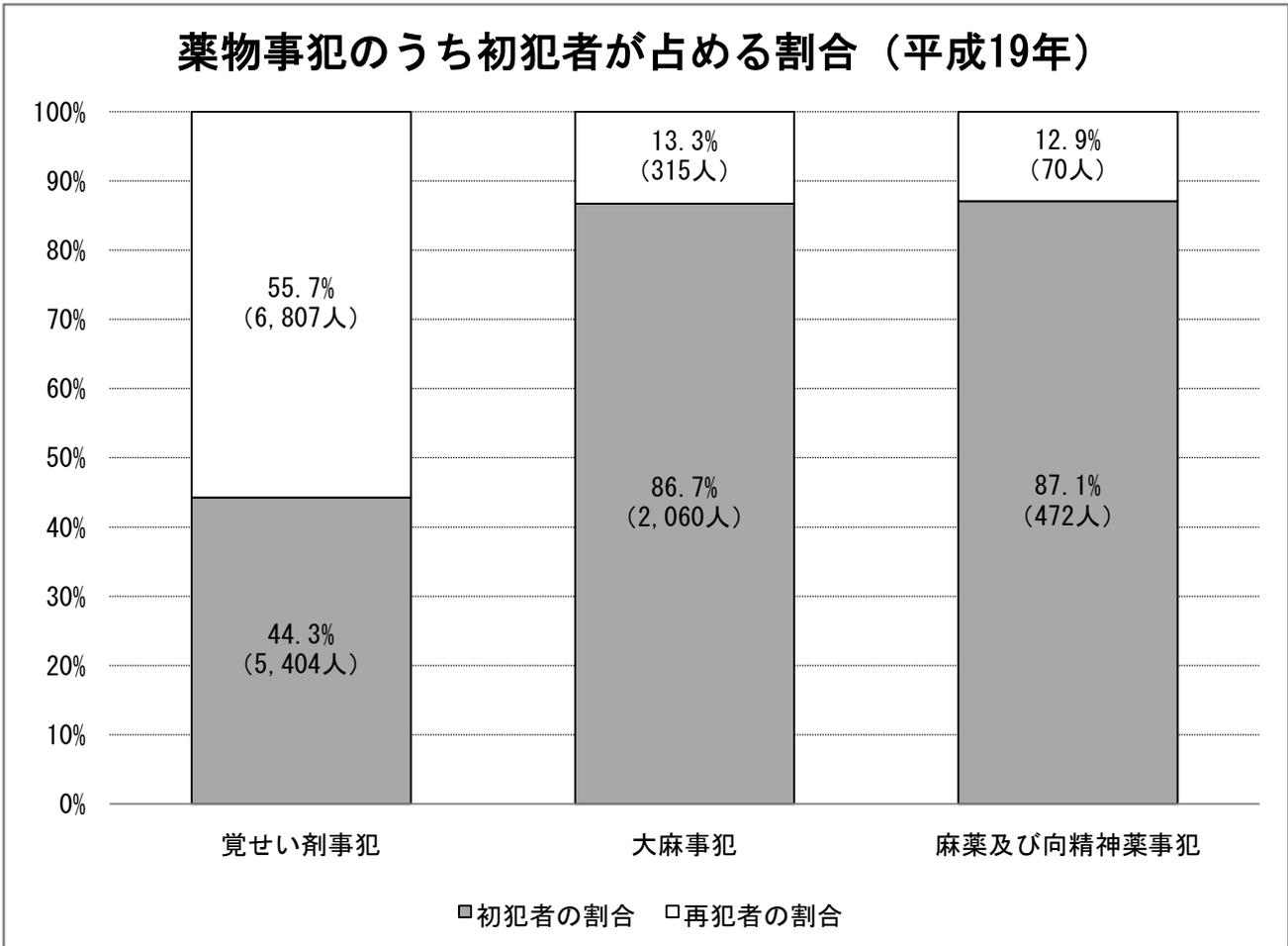


薬物事犯に占める青少年の割合（平成 19 年）

資料 2



(注) 麻薬・覚せい剤行政の概況（平成 20 年 12 月厚生労働省作成）に基づき作成。



(注) 麻薬・覚せい剤行政の概況（平成 20 年 12 月厚生労働省作成）に基づき作成。

不正薬物と刑罰について

薬物の不正使用は、「麻薬及び向精神薬取締法」、「大麻取締法」、「あへん法」、「覚せい剤取締法」の4法によって規制されている。

法律	対象薬物	譲渡・譲受	所持	使用
麻薬及び向精神薬取締法	ヘロイン	○	○	○
	その他の麻薬（モルヒネ、コカイン、LSD）	○	○	○
	向精神薬	△	△	×
大麻取締法	大麻（マリファナ等）	○	○	×
あへん法	けし	×	×	×
	けしがら	○	○	○
	あへん	○	○	○
覚せい剤取締法	覚せい剤	○	○	○
	覚せい剤原料	○	○	○

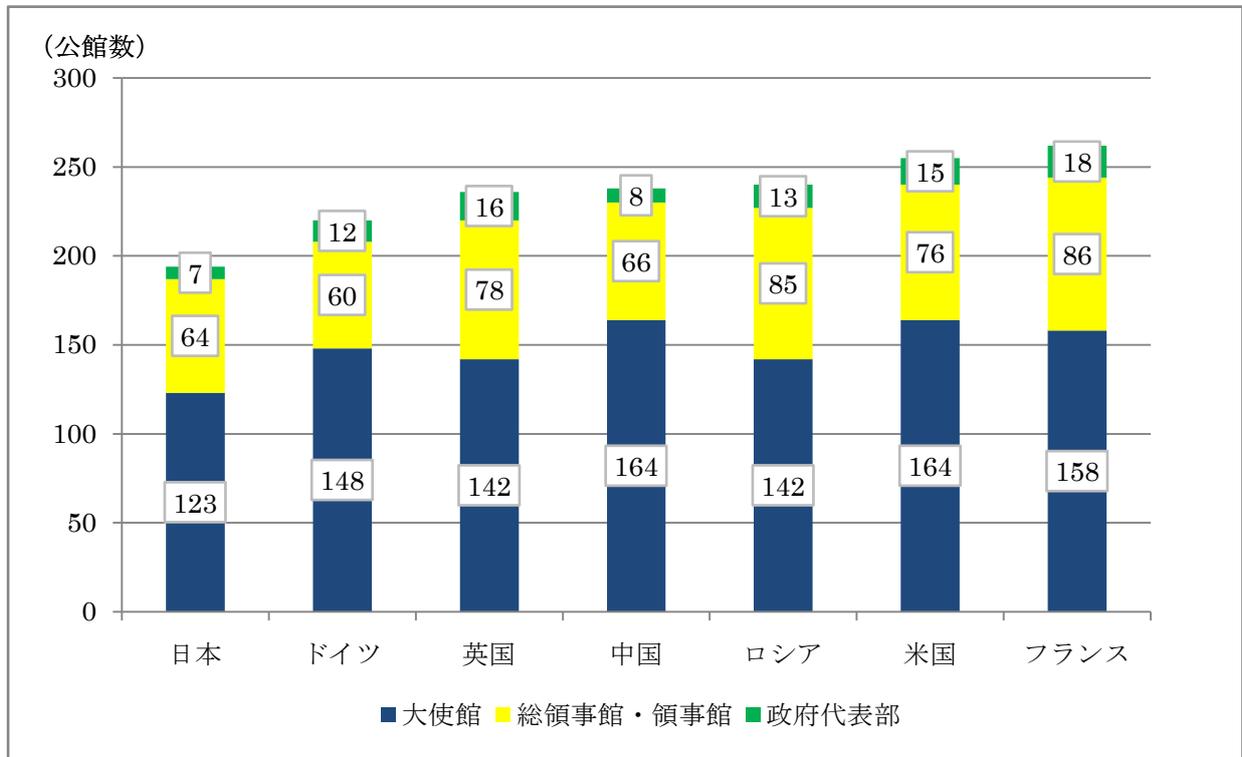
○…処罰対象

△…譲渡・譲渡目的のみ処罰対象

×…処罰対象でない

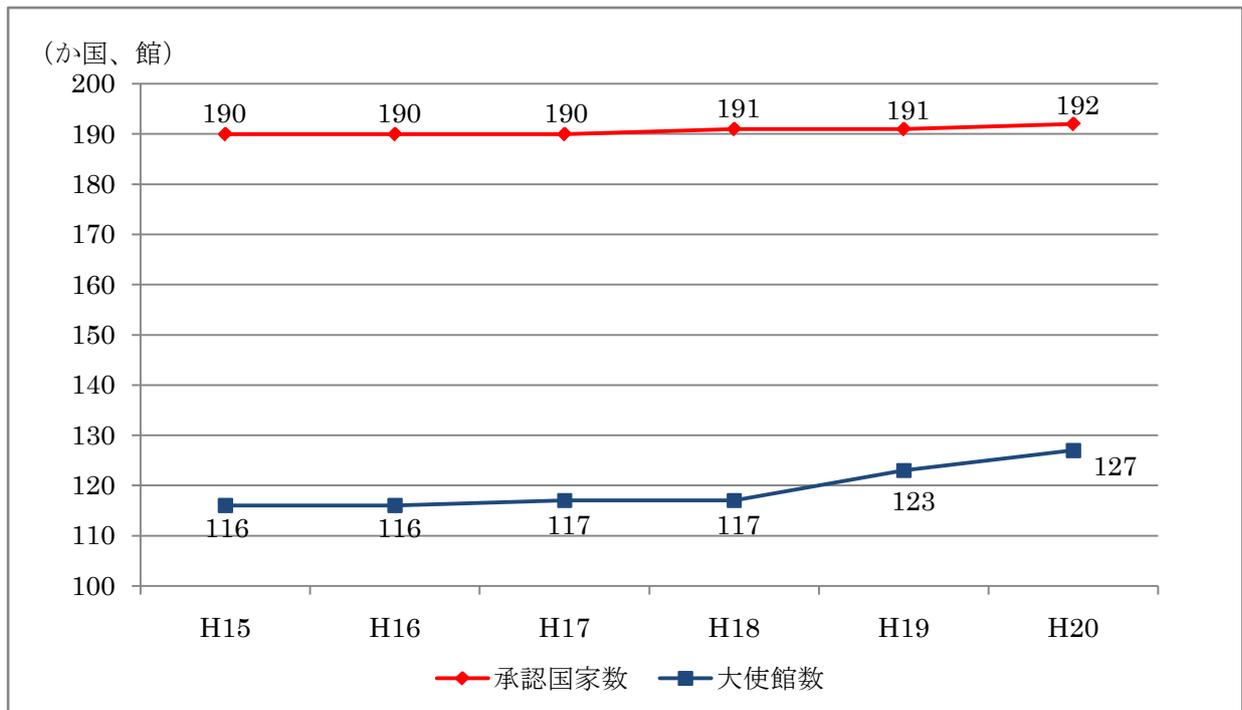
※営利目的の譲渡・所持などは、非営利目的の譲渡・所持にくらべ、重く処罰される

主要国の在外公館数



(注) 1 「外交青書2008」による。
 2 日本は2008年1月1日現在、他の国は2007年10月1日現在の数値である。

我が国の承認国家数と大使館（実館）数の推移



(注) 外務省資料による。